

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険料徴収に係る滞納整理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、国民健康保険料徴収に係る滞納整理事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険料徴収に係る滞納整理事務
②事務の概要	四條畷市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び四條畷市国民健康保険条例(昭和34年条例第252号)に基づき、国民健康保険料の徴収に関して、督促発付、滞納処分を行っている。 四條畷市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①督促状発付に関する事務 ②交付要求や差押えに関する事務 ③差押物件の換価・配当に関する事務 ④滞納者の財産について質問、検査する事務
③システムの名称	住基システム、税務情報システム、滞納整理システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険料滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 徴収対策課
②所属長の役職名	徴収対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 財務部 徴収対策課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月31日	平成30年6月30日	事後	
平成30年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月31日	平成30年6月30日	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	徴収対策課長 北井 勇樹	徴収対策課長	事後	
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日	平成31年4月20日	事前	
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日	平成31年4月20日	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月20日	令和2年4月20日	事後	
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月20日	令和2年4月20日	事後	
令和2年7月8日	Ⅳ リスク対策	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月20日	令和3年4月20日	事後	
令和3年7月1日	Ⅳ リスク対策	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ①部署	総務部 徴収対策課	財務部 徴収対策課	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 7 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ	四條畷市 総務部 徴収対策課	四條畷市 財務部 徴収対策課	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月20日	令和4年5月31日	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月20日	令和4年5月31日	事後	
令和5年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日	令和5年5月31日	事後	
令和5年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日	令和5年5月31日	事後	
令和6年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月31日	令和6年4月30日	事後	
令和6年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月31日	令和6年4月30日	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5号)第24条第6号	・番号法第9条第1項及び別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第24条第6号	事後	